

議会だより かみやま

第68号

2026.5.15

3月定例会

徳島県消防操法大会
山町選手団 結団式



- 所信表明 2頁
- 3月定例会 3頁
- 令和8年度当初予算・令和7年度補正予算、その他 4～6頁
- 発議案第1号 神山町議会議長不信任案について、その他 7～9頁
- 3月定例会一般質問 10～13頁

所信表明

上分林野火災

2月21日、13時6分に、火災を覚知、名西消防及び消防団が出動し、消火活動。あわせて、徳島県と香川県の防災ヘリによる消火活動も行った。崖地で、消火活動が困難であり近隣民家に延焼の恐れもあったことから県へ自衛隊ヘリの派遣を要請した。関係機関の懸命な努力により、22日正午に鎮圧、23日の9時38分に鎮火となった。消火にご尽力いただいた神山町消防団、名西消防組合、徳島県、自衛隊、また、緊急ヘリポート対応を頂いた佐那河内村、上勝町はじめ、関係機関に対し心より感謝申し上げます。2月には町内で4件の火災が発生し、県内でも、野焼きによる林野火災が相次いでいることから23日の正午に、県と神山町合同で記者会見を行い、鎮火発表とあわせ、野焼きへの注意喚起を行った。

神山町創生戦略

町を将来世代につなぐプロジェクト第3期の計画を、1月26日に策定した。策定には、町民方々、事業者、町に関心を寄せる多くの方々に関わり、まちを将来世代につなぐプロジェクト作戦会議として取り組んできた。第3期では可能性が感じられるまちの実現・人が暮らし続けられるまちの基盤・活動や仕事を生み出す人の関係の、三つの基本方針を具体的な施策につなげていく。

町に必要な住まいの新規開発

町内での仕事が決まり、転入や、U、Iターン希望者が増えて

いるが、すぐ住める住宅が不足し、転入の機会を失っている。単身者向けの住宅開発を進め、町内の若者も対象に入居できればと考えている。

循環型食農教育推進

学校給食と連動した食農教育に取組み、すだち栽培等地域の基幹産業と連携、生産現場での体験や担い手との交流を通じ、地域の仕事を学び地域の一員として関わる意識を育てる。また、すだち農家の収穫期に人手不足を補う「すだちワーキングホリデー」を引き続き実施し新規就労・農業継承などに、つながるよう取り組む。さらに、在来種である神山小麦を、城西高校神山校、フードハブ、地域の農家、民間企業と連携し、神山小麦の新たな生産農地として、耕作放棄地の再生を進める。

水源林保全と安心な暮らしづくり

鮎喰川源流域にある森林を町が取得して管理することで、森林の多面的機能が維持される状態を目指すとともに、高齢化が進み、取水施設管理、草刈りや地域の清掃等、維持が困難になりつつある課題に対し、担い手を確保する仕組みを制度化し、持続可能な地域づくりを目指す。

鳥獣害対策

今年度、鳥獣対策室を設置し、シカやイノシシなどの有害鳥獣対策を強化。今年度1月7日現在の捕獲状況は、シカ775頭、イノシシ63頭である。今後有害鳥獣被害軽減に向け対応していく。

物価高騰対策

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、神山温泉町民割引を実施した。多くの町民に利用され、新年度でも同様の取り組みを実施したい。また、町内の店舗で使用できる1人当たり2万5000円分の商品券を5月中旬に各家庭へ配付、令和8年12月末まで使用できる計画。さらに、子育て世代へ子供1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当も支給している。

防災に関する取り組み

地域防災訓練交付金を活用し、各地区で防災訓練が実施されている。今後も、防災、減災に対する取り組みを強化する。令和8年度に、防災行政無線を更新する実施計画を策定、2カ年にかけて、屋外防災無線及び家庭の屋内防災無線を更新し、非常時に伝達性が高い無線形式での更新を予定している。

教育に関する事項

近年の気候変動で、猛暑日となる日が多くなり、神領小学校、広野小学校の両体育館に夏場の熱中症対策として、また、両体育館は避難所として指定していることから、避難所環境整備としても空調設備を整えていく。

国の動向

住民基本台帳システムなどを全国標準化の対応のため、本町においてもシステム改修を行っている。さらに紙媒体主体の管理ではない文書管理システム導入を進める。第二次高市内閣が発足し、強

い経済を軸に、責任ある積極財政・物価高騰対策・国土強靱化・防災・地域未来戦略・子育て政策を含む人口減少対策など表明され、本町としても、国の施策を的確に把握し、神山町発展のため、補助事業など十分活用し、町民のため尽力していく。

一般会計当初予算

令和8年度、歳入歳出予算の総額は64億2400万円と、前年に比べ9.7%の減となっている。町税は、昨年度より2.1%減の4億3307万6000円、地方交付税は、前年度ほぼ同額の、20億4980万6000円を見込む。歳入比率は、自主財源37%、依存財源は63%、依存財源の割合が多くを占めるが、自主財源の安定的な確保に努めていく。

特別会計

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計の合計で19億3918万4000円と前年に比べ2.7%の減、国民健康保険は0.3%の減、介護保険は3.7%の増、後期高齢者医療は、12.9%の増額となっている。

簡易水道事業

令和8年度予算は、主な建設改良事業として、中央区域水道施設建設工事3億4135万6000円、広野区域水道施設建設工事2億7282万9000円を計上。今後とも安全で安定した水道水を、持続的に供給できるよう計画的に、簡易水道施設の改修整備に取り組んでいく。

令和8年3月定例会は、令和8年3月4日から12日までの9日間の会期で開催した。令和7年度一般会計補正予算、令和7年度特別会計等補正予算、令和8年度一般会計予算、令和8年度特別会計等予算のほか、条例の一部改正など24議案を審議し承認・可決・同意した。また2件の発議案が提出されともに否決した。

予 算

- 議案第1号 専決第1号 令和7年度神山町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第2号 専決第2号 令和7年度神山町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第3号 令和7年度神山町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第4号 令和7年度神山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第5号 令和7年度神山町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 令和8年度神山町一般会計予算
- 議案第7号 令和8年度神山町国民健康保険特別会計予算
- 議案第8号 令和8年度神山町介護保険特別会計予算
- 議案第9号 令和8年度神山町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第10号 令和8年度神山町簡易水道事業会計予算

条 例

- 議案第11号 神山町消防団条例の一部改正
- 議案第12号 職員の給与に関する条例の一部改正
- 議案第13号 職員等の旅費に関する条例の一部改正
- 議案第14号 神山町印鑑条例の一部改正
- 議案第15号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第16号 神山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
- 議案第17号 神山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正
- 議案第18号 神山町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- 議案第19号 神山町議会議員及び神山町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正

その他

- 議案第20号 辺地総合整備計画
- 議案第21号 神山町過疎地域持続的発展計画
- 議案第22号 損害賠償の額を定めること
- 議案第23号 名西消防組合規約の変更
- 議案第24号 令和7年度神山町養護老人ホーム寿泉園改修工事請負契約の締結

議員発議

- 発議案第1号 神山町議会議長 不信任について
- 発議案第2号 神山町議会副議長 不信任について

一般質問

新居榮二議員、佐出由恵議員、白土義信議員、仁志哲也議員

一般会計 64億2,400万円を可決

前年度当初予算対比 9.7%減額

一般会計及び特別会計の主な事業

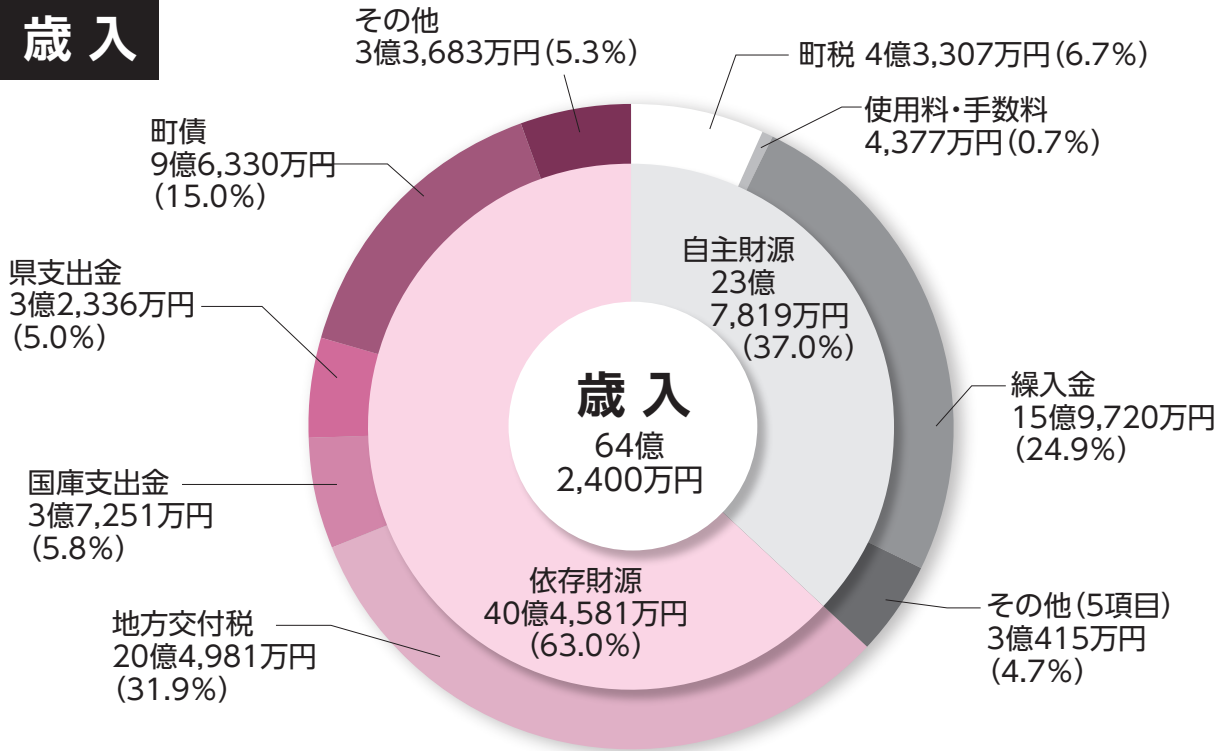
● 庶務管理システムサービス使用料	318 万円
● 徳島県生活交通協議会負担金	917 万円
● タクシー利用助成事業委託金	1,149 万円
● 庁舎建築等設計委託料	574 万円
● 基幹系システム標準化・共通化対応業務委託料	3,384 万円
● 文書管理システム導入委託料	917 万円
● パソコン機器等購入費	4,280 万円
● わくわく地方生活実現補助金	720 万円
● 緊急通報サービス業務委託料	22 万円
● 神山温泉利用助成業務委託料	1,220 万円
● 高齢者生産活動センター施設改修工事費	123 万円
● 登園管理などができる総合保育業務システムの利用料	79 万円
● 放課後児童クラブ費	1,885 万円
● 体成分分析装置購入費	110 万円
● 子どもはぐくみ医療助成金	1,560 万円
● 広域斎場負担金	1 億 8,476 万円
● 小規模飲料水供給施設応急対策補助金	1,000 万円
● 合併処理浄化槽設置整備事業補助金	652 万円
● 廃乾電池運搬処理委託料	72 万円
● 環境センター敷地内舗装工事	421 万円
● すだち消費宣伝果実代	180 万円
● 里山みらい創造事業補助金	350 万円
● 梅訪花昆虫導入事業補助金	19 万円
● とくしま農山漁村未来投資事業補助金	705 万円
● 農村環境改善センター等指定管理者業務委託料	1,715 万円
● 公有財産購入費の用地購入費	1,514 万円
● 林道新設改良費・工事請負費	1 億 5,900 万円
● 有害鳥獣捕獲駆除報償金	2,000 万円
● 農作物被害対策施設整備補助金	700 万円
● 神山温泉施設改修工事	1,815 万円
● 防災行政無線更新実施設計委託料	1,276 万円
● スクールバス運行費	3,836 万円
● 広野・神領小学校屋内運動場の空調設備設置工事設計委託料	372 万円
● 中央区域浄水場ろ過地建設事業	3 億 4,135 万円
● 広野区域配水池建設事業	2 億 7,283 万円

令和 8 年度特別会計当初予算

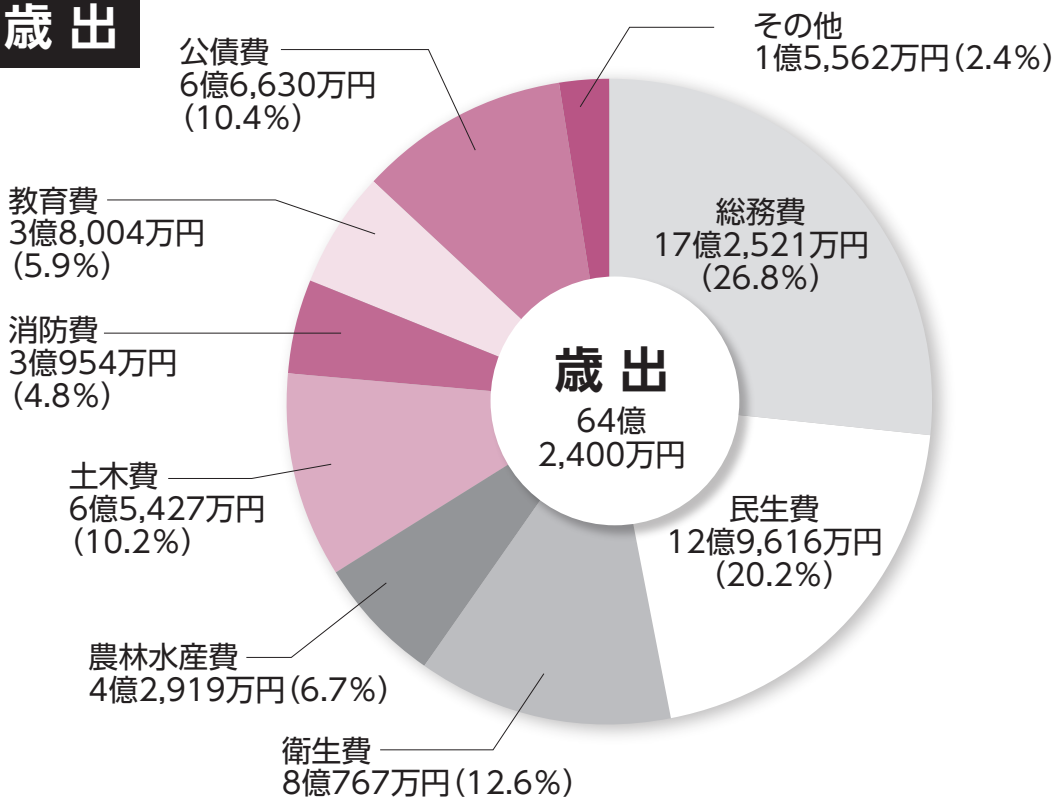
会計名	予算額	前年度当初予算対比
国民健康保険特別会計	7 億 7,417 万円	△ 0.3%
介護保険特別会計	10 億 1,522 万円	3.7%
後期高齢者医療特別会計	1 億 4,978 万円	12.9%
簡易水道事業会計 (6年度より公営企業会計方式へ移行)	収益的收入	2 億 8,109 万円 22.1%
	収益的支出	1 億 9,900 万円 △ 3.4%
	資本的收入	6 億 2,338 万円 55.5%
	資本的支出	6 億 6,339 万円 49.1%



歳入



歳出



※1万円未満切捨てしているため合計額一致しません。

補正予算



議案第 2 号 ■令和 7 年度一般会計補正予算 (第 7 号)

歳入歳出それぞれ

3億5,950万円増額

予算総額

78億6,536万円

歳入	国庫支出金	総務費補助金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	1億1,501万円
	県支出金	農業費負担金	地籍調査事業負担金	1億2,820万円
	寄付金	総務寄付金	ふるさと振興事業に対する指定寄付金	79,273万円
歳出	総務費	委託料	商品券配布業務委託料	1億1,795万円
		積立金	ふるさと創生事業基金積立金	7,927万円
	農業費	委託料	地籍調査事業委託料	1億6,730万円
	消費税	備品購入費	災害用備品購入費	8,003万円

特別会計補正予算

国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	283 万円	
簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号)	収益的収入	2,765 万円
	収益的支出	△ 7 万円
	資本的収入	72 万円
	資本的支出	7 万円

令和 8 年第 1 回 名西消防組合議会定例会

第 1 回定例議会は 3 月 2 日石井町議場で開催された。
本定例会では議案 4 件を審議し、原案通り承認可決した。

【議案第 1 号】

名西消防組合消防本部施設及び設備等の使用に関する条例の制定について

【議案第 2 号】

名西消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

【議案第 3 号】

名西消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について

【議案第 4 号】

令和 8 年度名西消防組合一般会計当初予算

一般会計当初予算総額 14 億 8,709 万円

● 主な事業内容

歳入

● 神山町分担金 1 億 7,225 万円

● 石井町分担金 3 億 7,533 万円

● 神山町分担金 1,809 万円

● 石井町分担金 7,149 万円

● 新庁舎 DB 方式 車庫棟建築工費

8 億 8,767 万円

歳出

発議案第1号 神山町議会議長不信任について

神山町議会議長不信任決議案

【議案の件名】 神山町議会議長 不信任

【議案の要旨】 神山町議会は、議長 森一博 君を信任しない

〔提案理由〕 議員 佐出 由恵

1、 地方自治法 103 条第 2 項に「議長及び副議長の任期は議員の任期による」と書かれ、議長、副議長の任期を議員任期と連動させているが、別途短い期間を定めることを禁止してはいない。多くの自治体議会の運用資料や実務書にも「多くの議会で申し合わせにより 2 年で交代」と記述されており、標準的な慣行となっている。神山町議会に於いても、これまでの議会実績では、申し合わせに基づき 2 年ごとに交代が実施されてきたが、今回の変更は、全員協議会や議会運営委員会での協議を欠き、議員任期満了日（令和 9 年 12 月 31 日）までの延長で進められ議会の公平性と安定性を損なうものである。

2、 神山町議会委員会条例第 3 条で定められた委員長・副委員長、委員の任期 2 年が守られず、令和 7 年 12 月定例会で神山町委員会条例第 7 条第 5 項により任期満了による委員の選出が可能であったにもかかわらず実施されなかった。さらに、令和 8 年 1 月 11 日に任期が満了した後、神山町議会条例第 3 条の「ただし、後任者が選任されるまで在任する」を根拠に任期切れの状態でも 3 月議会最終日の令和 8 年 3 月 12 日まで在任を継続することになる。また、神山町議会委員会条例第 7 条第 2 項「常任委員及び議会運営委員は、会期の初めに議会において選任する」にも反する違法状態であり、議長は議事運営責任者として職務怠慢と言わざるをえない状態であり、議会の適正運営を阻害している。以上により、議会の正常化を図るため、議長の不信任を決議する。

提出日 : 令和 8 年 3 月 10 日

提出者 : 議員 佐出 由恵

: 議員 新居 榮二

議員各位のご賛同をお願いいたします 以上です。

〔反対討論〕 (無し)

〔賛成討論〕 議員 新居 榮二

わたくしは、議長に対する不信任決議案に賛成の立場から討論いたします。

まず、議長、副議長の交代に伴い常任委員会の委員、委員長選出が適正に行われませんでした。

本来なら、神山町委員会条例第 7 条 2 項に基づき委員長及び、副委員長は委員会で互選すべきところ、議長、副議長選挙と連動した不適切な手続きにより令和 8 年 1 月 11 日までの任期が切れた後も、後任の新委員、新委員長の選出を怠り「後任者が選出されるまで在任する」を適用し、令和 8 年 1 月 12 日から任期切れで委員不在状態となり、重大な違法、不適正状態を生じさせ、議会の適正運営を、阻害させました

この責任は、第一に地方自治法第 104 条に書かれる議事整理権を有する議長にあります。議長交代の影響を放置し委員会の正常化を怠った結果、議会決議の信頼性が損なわれ、県や総務省まで影響を及ぼす可能性があります。実際、不適切な議会運営が外部監査や住民不信を招く事例は全国的に見られます。

以上から、議会の正常化を図るため、不信任決議に賛成いたします。住民の代表機関として、公平で透明な議会運営を回付回復すべきです。

議員各位の賛同をお願いいたします。

● 起立採決(○: 賛成 ×: 反対 ー: 議長のため採決には参加せず)

議員 森 一博 は発議案対象者のため退室

仁志哲也	森一博	佐出由恵	白土義信	高橋義英	志甫守	森本孝夫	新居榮二
×		○	×	ー	×	×	○

賛成 : 2

反対 : 4

【賛成少数否決】

発議案第2号 神山町議会副議長不信任について

神山町議会副議長不信任決議案

【議案の件名】 神山町副議会議長 不信任

【議案の要旨】 神山町議会は、副議長 高橋義英 君を信任しない

〔提案理由〕 議員 佐出 由恵

1、 地方自治法 103 条第 2 項に「議長及び副議長の任期は議員の任期による」と書かれ、議長、副議長の任期を、議員任期と連動させているが、別途短い期間を定めることを禁止してはいない。多くの自治体議会の運用資料や実務書にも「多くの議会で申し合わせにより 2 年で交代」と記述されており、標準的な慣行となっている。神山町議会に於いても、これまでの議会実績では、申し合わせに基づき 2 年ごとに交代が実施されてきたが、今回の変更は全員協議会や議会運営委員会での協議を欠き、議員任期は議員任期満了日（令和 9 年 12 月 31 日）までの延長で進められ議会の公平性と安定性を損なうものである。

2、 神山町議会委員会条例第 3 条で定められた委員長・副委員長、委員の任期 2 年が守られず、令和 7 年 12 月定例会で神山町委員会条例第 7 条第 5 項により任期満了による委員の選出が可能であったにもかかわらず実施されなかった。さらに、令和 8 年 1 月 11 日に任期が満了した後も神山町議会委員会条例第 3 条の「ただし、後任者が選任されるまで在任する」を根拠に任期切れの状態ですら 3 月議会最終日の令和 8 年 3 月 12 日まで在任を継続することになる。また、神山町議会委員会条例第 7 条第 2 項「常任委員及び議会運営委員は会期の初めに議会において選任する」にも反する違法状態であり、副議長は議長に経験を活かした補佐がされておらず、職務怠慢と言わざるをえない状態であり、議会の適正運営を阻害している。

以上により、議会の正常化を図るため、副議長の不信任を、決議する。

提出日 : 令和 8 年 3 月 10 日

提出者 : 議員 佐出 由恵

: 議員 新居 榮二

議員各位のご賛同をお願いいたします 以上です。

〔反対討論〕 (無し)

〔賛成討論〕 議員 新居 榮二

私は、副議長に対する不信任決議案に賛成の立場から討論いたします。

提案理由で指摘されたとおり、議長、副議長の交代に伴い、常務委員会の、委員選出が適切な手続きを踏まず行われました。

これにより、令和 8 年 1 月 11 日までの任期が切れた後も、後任の新委員、新委員長も選出せず後任者が選任されるまで在任するという規定を適用し続けています。

これは重大な違法、不適正です。

この問題は、単なる手続きのミスではなく、議長の地方自治法第 104 条の、議事整理権行使を怠った結果として、生じたものです。委員会が機能不全に陥り、議会全体の決定事項に疑義が生じる事態は、町民の皆様に対する信頼を著しく損ないます。

万一、この状態が継続すれば議会決議の有効性に疑問が投げかけられ、県や総務省などとの関係に問題が生じたり、さらには住民監査請求などの外部対応を招く可能性が高まります。

これらは、調整全体に悪影響を及ぼすもので、監査委員を務め法的知識もあつたであろう副議長の責任も少なくなかったと言わざるをえません。議会は町民の代表機関として、公正で透明な運営が求められます。このような、違法状態を放置することは、職務怠慢にほかなりません。

議会の正常化を図り、町民の信頼を回復させるため、不信任決議に賛成いたします。

以上です。

● 起立採決(○: 賛成 ×: 反対 ー: 議長のため採決には参加せず)

議員 高橋義英 は発議案対象者のため退室

仁志哲也	森一博	佐出由恵	白土義信	高橋義英	志甫守	森本孝夫	新居榮二
×	ー	○	×		×	×	○

賛成: 2

反対: 4

【賛成少数否決】

発議案、第1号及び第2号の、神山町議会議長及び副議長不信任決議案【提案理由】内にて標記されている地方自治法、神山町議会委員会条例について紹介します。

地方自治法 103 条第 2 項

【解説】

地方自治法 103 条第 2 項は、普通地方公共団体の議会における議長及び副議長の任期について定めた規定です。

1. 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

2. 議長及び副議長の任期は、議員の任期による。

【ポイント】

原則：議長・副議長の任期は、法律上は議員自体の任期（4 年）の同じとされています。

実務上の運用：多くの自治体では、慣例として 1 年や 2 年などの短い期間で交代することが一般的ですが、法律上の任期はあくまで議員の任期満了までです。

失職：議員の任期が満了したり、議会が解散されたりした場合には、当然に議長・副議長の職も失うこととなります。

地方自治法第 104 条

【解説】

地方自治法第 104 条は、普通地方公共団体の議会における「議長の権限」について定めた規定です。

議会が円滑かつ公正に運営されるよう、議長に対して強いリーダーシップと秩序維持の権限を与えています。

第 104 条 普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。

【ポイント】

議事の整理：会議の進行（議題の順序決定や発言の許可など）を管理します。

神山町議会委員会条例 3 条

【解説】

神山町議会委員会条例 3 条は、常任委員会の所管事項に関する規定です。本条に基づき、議員は所属する各常任委員会（総務文教、産業建設）の区分に従い、議案や陳情の審査、町政の調査を行う役割を担います。

第 1 章 通則

（常任委員会の設置）

第 1 条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第 2 条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の通りとする。

（1）総務文教更生常任委員会 4 人

総務、文教、更生の所管に関する事、他の所管に属さない事項

（2）産業建設常任委員会 4 人

産業経済、建設の所管に関する事項

（常任委員の任期）

第 3 条 常任委員の任期は、2 年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

（2）補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

神山町議会委員会条例 第 7 条第 5 項（委員の選任）

【解説】

委員会（常任委員会等）の委員は、議長が指名することとなっています。ただし、委員会で指名推選を行う場合もあるなど、詳細な運用は議長に一任されています。

神山町議会委員会条例 第 7 条

第 7 条 議員は、少なくとも 1 の常任委員となるものとする。

（2）常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。

（3）特別委員は、議会において選任し、特別委員会において付議された事件が議会において審議されている間在任する。

（4）常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

（5）常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前 30 日以内に行うことができる。

一般質問



新居榮二 議員



新居議員の録画映像はこちらから

●質問1● 大埜地本名線について

町道大埜地本名線は起点側第1期工事の終点側が完了しており、第2期工事着工しているようだが目視した限りあまり進んでいないように思われるが、進捗率はどの程度か。遅れているのであればその原因を求める。また東日本大震災から今日(3月11日)で15年の歳月が流れた今日、現在はイラン戦争の影響でガソリンなどの値上げが始まっている。今後この戦争が長引けばますます資材が高騰することは容易に想像がつく。工期などの契約変更や追加工事による契約金額の補正などが無いよう早期の完成を期して戴きたい。

答弁 建設課長

大埜地橋から中津本名線であり地域住民の皆様の生活道路として利用されている他、通学路としても重要な役割を担っている。令和4年度には神山中学校が開校し、さらに令和5年度には神山まるごと高専が開校したことから交通量の増加が見込まれている。

しかしながら当該路線は道路幅員が狭く車両等の対向が困難な箇所があるとともに歩行者の安全確保にも課題がある状況である。このため交通安全の向上を図ることを目的として総延長656メートル、車道5メートル、歩道1.5メートル、全幅6.5メートルの拡幅する工事を実施している。現時点における進捗率は55%であり完成年度は令和11年度目標としている。

●質問2● 青井夫残土処理場について

残土処理場として購入して10年余り経過した昨今、一向に工事が着工できない理由はなぜなのか。

今や猪、鹿などの大型動物や

アライグマ、ハクビシン等の小型動物の遊び場となり今後30年以内に65〜85%の確率で南海地震、東南海地震が発生すると報道されている。もし実際に発生すれば神山町にも大きな被害が発生する可能性がある。震度6以上の地震では山崩れが起こり民家の倒壊や火災等の被害の発生が予想される。このような場合一番に必要なのは瓦礫などの仮置き場としての残土処理場だ。後の処理を考え土砂や、倒壊した家の材料や家財道具、鉄骨等の金属類、コンクリート等分別すれば広い面積が必要となるが、現在神山町には何ヶ所の残土処理場があるのか、またその規模はどれ位なのか質問する。

答弁 建設課長

処理場については平成26年からの運営、使用を計画して進めていたが、現在のところ残土処理場としての運営には至っていない状況である。土地の取得後、処理場の運営に向けて建設工事に伴い発生する残土適正に処理するための施設としての必要性や処理場周辺の河川等への土砂が流出することのないよう安全性に十分配慮した対策などについて

て近隣住民の方に説明を行っている。しかしながらその処理場の運営に対しては近隣の方から安全面への不安もあることから現時点では運営に至っていない。本町の残土処理場は青井夫だけで他の町内には残土処理場はない。

再問

私も処理場の問題についてはこれで4回目の質問になる。町長も前回の答弁で前向きに検討すると、言葉をいただいたが、どの位前向きに進んだのか説明を求める。

答弁 町長

本処理場に関する協議については本場に長年にわたり近隣住民の方と協議、説明を重ねてきた。しかしながら内容や経緯については、十分に理解が得られていないとの指摘があることについては本場に真摯に受けとめて協議の経過や内容について改めて整理をし、必要に応じて関係者への説明や情報提供の充実を図り、より理解を得られるよう努めてまいりたいと考えている。今後とも地域の皆様や関係者の意見を十分に伺いながら適切な対応に努めて参りたい。

一般質問



佐出由恵 議員

佐出議員の録画映像はこちらから

●質問1 ● 文化財保護について

人口が5000人を切り、伝統や文化の継承ができなくなりつつあり、技術面や資金面で再建が不可能な寺社建築物もある。

外国人の買収による税制優遇の悪用や、非宗教的施設への転用等文化遺産の喪失を初めとして、数々の問題が発生している。貴重な建築物や、巨樹を、積極的に文化財や天然物に指定したり、文化財保護委員の報酬を引き上げ保護活動に、関わっていただける環境を整えるなど、将来につなげていく対策が必要と考えるが、町の見解を伺う。

答弁 教育次長

神山町文化財保護条例及び神山町文化財保護条例施行規則に基づき教育委員会において、文化財の指定をしている。

再問

文化財保護委員に十分に活動していたできるように何か考えているのか。

答弁 教育次長

現在も町にある文化財の調査を積極的に行っており、文化財保護委員、審議委員の積極的な活動を期待している。

神社仏閣等は政教分離や財源等難しい問題もあるが先人から受け継いだ大切な遺産として、保護、保存し、次世代に伝えなければならぬ。

●質問2 ● 国土交通省並びに、財務省への要望活動について

議会では「町長の予定に合わせて急遽行くことに決まった」と説明があったが、経緯と結果を問う。

答弁 町長

11月5日から、別の公務にて、東京都に上京しており、6日の午前中は、林野庁に挨拶まわり。午後から議員と合流をし、神山町の道路の要望活動に、徳島県東京本部の方に随行していただき、財務省主計局主計官と国土交通省、大臣官房審議官に要望活動。

7日は、農林水産省農村振興局より鳥獣害対策についての議員研修と地域公共交通の勉強会を国土交通省総合政策局より地域公共交通の議員研修を受けた。

再問

倉羅トンネルの早期開通と行者野橋の架け替えを要望したのではないか。

答弁 町長

内容は議員側のことであるので答弁は控える。

再々問

議員とその時は別行動したという認識でよいのか。

答弁 町長

あくまでも議会側の、陳情、研修への同行なので、議会主体の陳情研修であると認識をしている。

再々々問

町長の議長時に幹線道路改良特別委員会と国道改良整備促進特別委員会が廃止されている。本来なら担当であった両委員会が廃止された経緯を教えてください。

議長

会議規則第61条の規定により、質問内容を変更するか、次の質問に移ってください。

神山町委員会条例第5条から考えても、町長が議長当時に両委員会を廃止したの

は不適切であったと考える。

●質問3 ● 県道石井神山線について

昨年10月より徳島バスの路線が変更となり、県道石井神山線は道幅が狭く対向が難しい状況でのバスの運行が始まった。入田町への県道国府神山線の改良も混雑解消のために必要と考えるが、町での見解を伺う。

答弁 建設課長

五反地から歯ノ辻間の幅員狭小区間においては、安全で円滑な交通の確保が重要であると考えている。

道路管理者である徳島県に対し道路拡幅などの必要な整備について今後も引き続き要望を行い、安全に通行できる道路環境の確保に努めて参りたい

1日も早い2車線化目指していただき

たい。

●質問4 ● 庁舎の建て替えについて

3月3日の全員協議会において庁舎建て替えについての説明があったが、簡潔な事業説明を求めます。

答弁 まちづくり戦略課長

役場庁舎は現在築59年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいる。

災害発生時には対策本部となる施設であり、将来を見据えて検討していく必要があると考える。

庁舎整備には長い期間を要することから、来年度は現状整理や情報収集、検討会議の立ち上げなどを行い、一、二三年程度かけて、基本計画の検討を進めたい。

再問

議会事務局等の改修完了直後に庁舎改築の説明を受けたが、議員控え室の改修は理事者側、議会側のどちらからの提案だったのか。

答弁 総務危機管理課長

議会事務局改修は、総務課と産業観光課で協議し森林環境譲与税を活用し、執務環境の改善と町産材の利用促進を図ることとした。

新庁舎計画を予算化するのであれば、軽微な改造にとどめ費用を抑えるべきだった。新庁舎の建築の必要性は十分認識しており基本的には賛成だが、今回の予算計上は最悪のタイミングである。町民の皆様のご理解をいただけるように努力していただきたい。

一般質問



白土義信 議員



白土議員の録画映像はこちらから

●質問1● 上分で発生した山林火災と今後の課題について

1. 防災ヘリへ応援要請及び自衛隊への派遣要請について、それぞれの要請を行ったタイミングと、その判断基準は、どのようなものであったか。
2. 防災ヘリと自衛隊ヘリについては、水量や機動力に差があると考えられるが、複数飛んだということと安全面とかを含め現場において、どのような指揮系統によって役割分担が行われ活動されたのか。
3. 消火活動が長時間に及ぶ中で、消防団や消防署員の飲料や食料を届ける後方支援について、今回はどのような体制で対応されたのか。
4. 県内、県外でも野焼きが原因と思われる山林火災が発生している。このことから町としても、野焼きによる火災を防ぐためにも禁止の周知を今後どのように強化を図っていくのか。

●答弁● 総務危機管理課長

1. 質問の防災ヘリの応援要請と自衛隊

への派遣要請のタイミングと基準については、13時45分、神山町災害対策本部を設置し、延焼を抑えるため、すぐに消防署から、徳島県防災ヘリを要請し、15時12分に、香川県防災ヘリに応援を要請した。しかしながら、周辺民家への延焼の恐れ、電力の鉄塔への影響、また、崖地での消火活動が困難になる恐れがあるとの、現場、消防署からの連絡を受け、14時40分に災害対策本部から自衛隊ヘリを県に要請し、14時53分に県から自衛隊に要請していただいた。

2. また、水量と機動力に差のある防災ヘリと自衛隊ヘリの役割や指揮については、防災ヘリの1回の散水量は、多くても約500リットルで、今回の自衛隊ヘリの1回における散水量は、約5,000リットルとなる。役割としては、空中消火を行うところである。指揮系統については、防災ヘリは、名西消防組合から、県の防災航空隊に要請し、現場での活動においては、消防署と防災航空隊が連絡を取り合いながら行う。自衛隊ヘリについては、自衛隊の指揮系統となる。

3. 長期化する現場での消防団員、消防署員に対する後方支援等だが、火災が発生した時は、総務危機管理課で、飲物、おにぎりなどを用意して現場まで届けている。夏場の暑い時など、消火活動中に熱中症の恐れもあるので、現場で水分補給できるように、飲物を配ると共に、継続した消火活動のためにも、おにぎりなど軽食を配っている。

4. 野焼き禁止の周知だが、神山町では、1月13日から2月7日まで26日間連続で注意報が発令されており、2月15日から

今回の火災が発生した21日までの間も、注意報が発令されていた。これらの期間において、防災行政無線では6回、また、広報車で21回の野焼きに対しての注意喚起を行っていたところである。

今後においても、防災行政無線、広報車、ホームページなどで注意喚起を行っていく。

●答弁● 住民課長

住民課としては野焼きに関する相談や苦情があった場合には、担当職員が現地確認を行い、状況に応じて対応している。生活環境への影響が大きい場合、火災の危険があると考えられる場合には、消防署員の方にご同行いただき対応している。地区を担当する警察の方におかれましても、パトロールの際に状況の確認をさせていただいていると伺っている。

今後も、住民の皆様の生活環境や安全に配慮しながら、野焼き禁止の周知に努めてまいりたいと考えている。

●再問●

防災ヘリと自衛隊ヘリの指揮系統が異なっている旨の内容について、この指揮系統の違いにより、今回の林野火災で課題となった点。また、課題があるとすれば、どのように改善されるのか。

●答弁● 総務危機管理課長

今回の防災ヘリ、自衛隊ヘリの指揮系統における課題だが、防災ヘリは、消防署と連絡を取り合いながらの空中消火となるので、現場の消防署の指揮系統で行うことができる。また、防災ヘリのバケツトの装着、給水は鬼籠野喜来のヘリポートで行えることから、ヘリポートの対応も容易に行える。

自衛隊ヘリは、自衛隊の指揮下での活動となるため、現場で消火活動中の消防署・消防団との連携が難しかったこと、また、自衛隊ヘリは大型であり、鬼籠野喜来のヘリポートでは離発着ができない。自衛隊ヘリの給水が上勝町の正木ダムで行ったことから、上勝町の方にもヘリポート対応していただいた。

さらに自衛隊ヘリは約5,000リットルの水を運ぶため、主要国道などにヘリが通過する間の交通整理員を配置しなければならぬなど、受入れ体制を整える必要が発生する。今後の課題として、自衛隊を要請する場合は、事前に受入れ体制を整え、活動時間、活動範囲など活動内容を想定した上で、派遣を要請していきたいと考えている。

●再々問●

防災ヘリが、現場から少しでも近い川などで給水できれば、消火回数も増え延焼を抑えるためにも有効であると考えられるが、近くの川からの給水はできないのかを伺います。

●答弁● 総務危機管理課長

消防署に川からの給水について、尋ねたところ、周辺住民等への安全確保、防災ヘリの安全確保のため、鮎喰川での給水は行わず、確実性のある鬼籠野喜来のヘリポートを使用することである。普段から訓練で使用しており、消火栓からの給水となる。約500リットルの給水は、1分から2分程度ででき、ヘリでの移動なので、時間的にも大差はないと伺っている。

一般質問



仁志哲也 議員



仁志議員の録画映像はこちらから

●質問1● 災害関連死審査会について

昨年12月、地震などの災害を巡り、全国市区町村の6割が災害関連死の認定に必要な「審査会」についての規定を整備していないことが、内閣府、初の調査でわかり、自治体が関連死を認定できなければ遺族への災害弔慰金の支給が遅れる恐れがあることから、内閣府は各自治体に調査結果を周知し、規定整備を進めるよう求めた。との報道があった。災害関連死審査会設置に対する本町の取り組みと現状について質問する。

答弁 健康福祉課長

災害弔慰金の支給に関する法律、第18条において、災害弔慰

金および災害障害見舞金の支給に関する事項を審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされているが、本町においては制定ができていない。条例の制定については、「災害弔慰金の支給等に関する条例」があり、必要な条文を追加する改正で対応できるものと認識している。この条例改正については、県内では4市町（徳島市、那賀町、上板町、東みよし町）が条例で定めている。この改正内容は、支給審査委員会を設置し、審査委員として、医師、弁護士などの有識者を選任する必要がある。条例改正の前に、医師会や弁護士会とのように選任するのかを協議する必要があるが、この協議を行うことができていない状況。

再問

健康福祉課長からの答弁にて、医師会や弁護士会と、どのように選任するか協議する必要があり、協議ができていない状況を伺った。しかし本町の対応として「災害弔慰金の支給に関する条例に、必要な条文を追加すること」を含め災害関連死審査会設置に向け、今後の取り組みについて再問する。

みについて再問する。

答弁 健康福祉課長

神山町の地理的状况からすると、大規模災害発生時に、有識者である医師や弁護士への依頼が難しいことが想定される。条例制定だけではなく、実現可能な体制の構築が必要となり、まずは、医師会や弁護士会との協議をできるだけ早くに実現できるように努力をし、条例の制定に向けて準備を進めていきたいと考えている。

再々問

医師会や弁護士会との協議をできるだけ早くに実現できるように努力をすると、答弁を頂いた。

復旧復興従事者が、少しでも心労なく業務に務めることが出来る環境を整えていくためにも、「平時のうちに審査会についての規定をつくり、運営方法も検討すべきだ」ということを、お願したい、答弁を願う。

答弁 町長

議員指摘のとおり、大規模災害が発生した場合、本町職員をはじめとする復旧・復興に関わる方の中には、自らも被災者でありながら、家族や親戚、友人

の状況に思いを寄せ、職務にあたることになる場合が想定され、そのような状況下では、精神的・身体的負担は大きく、業務の継続性や質の確保という観点からも、平時からの備えが重要であると認識している。このことから、本町としても、あらかじめ審査会の設置規定や運営方法を定めておくことは、有効な取組の一つであると考えている。健康福祉課長の答弁にもあったが、医師会や弁護士会と協議を行い、審査会の設置ができるよう取り組んでいきたいと思う。





神山の風景

広野地区防災訓練が3月8日に開催され、関係者を含め100人を超える多くの皆様にご参加いただきました。広野地区では五反地、大地地区を除き自主防災組織が未整備の状況です。南海トラフ大地震の発生も懸念される中、今回の訓練を契機に防災への意識を高め、それぞれの地域に合った取り組みが進む第一歩となることを願っています。

(高橋義英)

議会の動き

- 5月
 - 26日 全国町村議会議長・副議長研修会（東京都）
 - 29日 議会運営委員会
- 6月
 - 中旬 6月定例会
 - 下旬 議会広報調査特別委員会
- 7月
 - 30日 徳島県町村議会議長会第83回定期総会

表紙写真説明

第35回徳島県消防操法大会（5月31日開催予定）に向け、4月8日に結団式が行われ、その様子が議会だよりの表紙を飾りました。3月4日の礼式訓練を皮切りに、役場東側駐車場にて週2〜3回の練習を重ね、技術と連携を高めています。

出場選手（広野分団）

- 指揮者 田中 優 大さん
- 1番員 大柳戸 速 太さん
- 2番員 宮田 英 知さん
- 3番員 石川 拓也 さん
- 補助員 千代田 裕樹 さん

神山町選手団の健闘を願います。

(高橋義英)



桜の花も散り、やわらかな春の空気へと季節は移ろっています。新緑がまぶしく、心が少し軽くなる一方で、世界ではアメリカとイランの緊張が高まり、原油価格の上昇が私たちの暮らしにも影響を及ぼしています。日々の生活に不安を感じることもあります。が、こうした時だからこそ、身近な人とのつながりや地域の支え合いの大切さを改めて感じます。小さな喜びを見つげながら、少しでも明るく前向きに過ごしていきたいものです。議会としても、皆さまの安心した暮らしを守るため努めてまいります。

(志甫 守)